　　　工事の成績評定通知実施要領

　　（目的）

1. この要領は、「工事成績評定基準」第５条の評定結果の通知と公表に関

し、必要な事項を定めるものとする。

　　（対象工事）

1. 下関市が施行する工事（直営工事及び上下水道局の所管に属する工事

　を除く。）とする。

（評定点等の通知）

第３条　工事担当課長は、評定者から項目別評定点（別表）の提出がなされた後、当該工事の受注者に速やかに工事成績評定通知書（様式第１号）により通知するものとする。

（説明請求）

第４条　受注者は、第３条の通知を受けた日から起算して１４日以内（休日を含む）に、書面により、工事担当課長に評定点等について説明を求めることができるものとする。

　　（説明請求に対する回答）

第５条　工事担当課長は、第４条の規定による説明を求められた場合、速やかに工事成績評定に係る説明書（回答）（様式第２号）により回答するものとする。なお、再説明の請求は認めないものとする。

　　（評定点等の公表）

第６条　工事担当課長は、請負代金額が５００万円以上の工事について、第５条の説明請求に対する回答後、（説明請求がない場合は、第３条の通知を受けた日から起算して１４日を過ぎた日）速やかに工事成績評定点等の公表を行うものとする。なお、公表期間は６月とする。

　　（公表の方法と場所）

第７条　前条の工事成績評定点等の公表については、道路河川管理課（検査技術監理室）にて、工事担当課長から検査技術監理室長に提出された項目別評定点（別表）を一括して閲覧方式で公表するものとする。

附　則

この要領は、平成１７年２月１３日から施行する。

この要領は、平成２１年４月１日から施行し、同日以降に起案した執行伺い（工事）に係る工事の成績評定から適用する。

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

この要領は、平成２８年４月１日以降に検査を実施する工事から施行する。

この要領は、令和２年４月１日から施行する。